

カテゴリ	No.	質問事項	回答・判定	詳細解説・支給の判断基準
全般	Q1	市営・県営住宅での改修	支給対象	白河市（市営）または福島県（県営）の管理部署が発行する「住宅改修承諾書」等の書面が申請時に必須。
全般	Q2	賃貸住宅等の共用部分の改修	条件付き対象	共同トイレ等、本人の「通常の生活領域」と認められる特別な事情があり、住宅の所有者の承諾を得た場合に限る。
全般	Q3	家族宅への一時滞在中の改修	支給対象	住民票上の住所地が原則。対象者の住所地がその家族住宅に移されていれば対象となる。
全般	Q4	入院・入所中の住宅改修	支給対象	退院確定かつ事前相談が必須。 ただし、退院しなかった場合は全額自己負担となる。
全般	Q5	家族による改修（DIY施工）	材料費のみ	材料購入費のみ対象。 施工費は対象外（家族への支払いは想定されないため）。
全般	Q6	申請代行手数料、書類作成料	対象外	現場管理費、設計費等が対象となり、申請代行手数料や書類作成（平面図・写真）費用は対象外。
全般	Q7	複数対象者・他事業の併用	重複申請不可	1人20万円枠は個人単位。同一工事を複数人で分割申請は不可。箇所の目的が異なる場合は別々に申請可能。
全般	Q8	要介護認定の申請中	支給対象	結果が出る前でも着工可能。ただし「非該当」だった場合は給付されず、全額自己負担となる。
全般	Q9	入院・死亡による工事中断	完了分のみ	中断時点までに完了している部分のみ対象。
全般	Q10	賃貸の現状回復費用	対象外	退去時の「元に戻す費用」は対象外。
全般	Q11	他市町村からの転入予定	条件付き対象	事前相談が必須。転入前に改修を行う必要がある場合のみ、転入前に着工し、転入後に支給申請を行う。 ただし、転入しなかった場合は支給されない。
全般	Q12	支給回数の制限	制限なし	利用限度額（20万円）に達するまで、何度でも申請可能。
全般	Q13	自宅の建て直し（新築）	リセット不可	転居（住所変更）を伴う場合は枠がリセットされる。同一地点での建て直し（建替え）は「転居」に含まれず、リセットされない。
全般	Q14	有料・軽費老人ホーム入居中の住宅改修	条件付き対象	有料老人ホームの居室は高齢者の生活に適したものとなっているため、一般的には想定していない。 ただし、高齢者の身体の状況により、居室等の専用部分に限りの支給が認められる場合もある。その場合、市への事前相談が必須。 また、「特定施設入居者生活介護」の指定を受けている施設は対象外。
手すりの取付け	Q15	既存手すりの老朽化交換	対象外	単なる故障や古くなったための交換する場合は対象外。
手すりの取付け	Q16	新築完成後の後付け	条件付き対象	「新築」は含まれないが、竣工（引き渡し）後に「新たな必要性」に基づいた改修であれば対象。
手すりの取付け	Q17	壁全体の張替え（付帯工事）	条件付き対象	下地補強に直接関わる部分のみ対象。見た目を揃えるための壁全体の張替えは対象外。
段差の解消	Q18	玄関から門までの屋外工事	条件付き対象	玄関先から公道に至るまでの通路のスロープ化、手すり設置、舗装変更は対象に含まれる。 ただし、舗装変更の範囲は歩行するために必要な部分に限られる。
段差の解消	Q19	昇降機・段差解消機の設置	対象外	モーター等で昇降する機械の設置は対象外。

カテゴリ	No.	質問事項	回答・判定	詳細解説・支給の判断基準
段差の解消	Q20	ユニットバスへの交換	条件付き対象	ユニットバス工事は対象外。ただし、ユニットバスのうち、段差解消、床の滑り止め等、介護保険における住宅改修項目に該当する箇所の改修費用を支給対象とすることが可能。ユニットバス化そのものが目的ではなく、段差解消、床の防滑、浴槽のまたぎ高さ軽減等の該当箇所の費用のみを適切に按分して算出することが必須。
段差の解消	Q21	解体費等の付帯工事	支給対象	段差解消に必要な不可欠な床の解体・撤去費用などは、付帯工事として認められる。
段差の解消	Q22	玄関式台（据置型）の設置	条件付き対象	建物に固定したものは可。固定されておらず、持ち運びできる置くだけのものは対象外。
段差の解消	Q23	浴室用すのこの設置	条件付き対象	特注や加工を行い固定する場合は対象。市販品を置くだけの場合は「福祉用具購入」の対象。
段差の解消	Q24	浴室かさ上げに伴う設備変更	支給対象	床上げに伴う蛇口位置変更や、深くなった浴槽のかさ上げ・取替えも付帯工事として認められる。
床材変更	Q25	床表面の滑り止め加工	支給対象	床材自体の変更だけでなく、既存床への加工や階段へのノンスリップ固定工事も対象。
床材変更	Q26	通路面の舗装材料	支給対象	コンクリート、タイル等への変更。下地の路盤整備も付帯工事として認められる。
床材変更	Q27	既存路面の加工（溝切り等）	支給対象	滑り防止の溝切りや、車いす移動をスムーズにするための転圧加工も対象。
床材変更	Q28	車いすによる摩耗の修繕	対象外	物理的な消耗や経年劣化を理由とする床の張り替えは「修繕」とみなされ対象外。
床材変更	Q29	庭などへの通路新設	対象外	もともと通路でない場所に新しく通路を造ることは「改修」の範囲を超えると判断されるため対象外。
扉の取替え	Q30	開き向き変更・レバー化	支給対象	扉全体を替えなくても、開き向きの反転やレバー式ノブへの変更など身体状況に応じた変更は可能。
扉の取替え	Q31	重くなった引き戸の交換	条件付き対象	単なる経年劣化による建付けの悪さによる交換は対象外。身体状況により「現状の戸では開閉が困難」というケアマネの理由書に基づき交換が必要と判断された場合は対象。
扉の取替え	Q32	引き戸の新設（ドア変更）	条件付き対象	ドアを移動するよりも引き戸への新設がより安価な場合に限り認められる。
扉の取替え	Q33	雨戸の取替え・改修	条件付き対象	単なる雨戸開閉が目的の場合は不可。外出に際し本人の開閉が必須であれば対象。
便器の取替え	Q34	便器のかさ上げ・高さ調整	支給対象	立ち上がり負担軽減のための高さ変更は認められる。ただし、老朽化による交換は対象外。
便器の取替え	Q35	洗浄機能の付加	条件付き対象	和式から洋式への変更に伴うものは対象。すでに洋式の場合で、身体状況の変化を伴わない「洗浄機能のみ」を目的とした交換は対象外。
便器の取替え	Q36	屋外便所から屋内への移設	支給対象	既存の和式を取り壊し、屋内に洋式を設置する場合も「取替え」の範囲として認められる。
便器の取替え	Q37	給排水設備（水洗化）工事	条件付き対象	便器交換に伴う配管位置の調整は対象。非水洗から水洗にする際の下水道工事や浄化槽設置など「水洗化」そのものの費用は対象外。
便器の取替え	Q38	トイレ室内の拡張工事	対象外	壁を壊してスペースを広げる建築工事は対象外。
便器の取替え	Q39	便器の向きの変更	支給対象	身体状況や介助スペース確保のため、既存の洋式便器の向きを回転させて設置し直す費用は対象。